

# 令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等 集団指導

## 【障害児通所支援編】

長野市保健福祉部 障害福祉課

# 目次

1. 児童センター等と放課後等デイサービスの同日利用について・・・P 3
2. 送迎場所の変更手続き・・・P 4
3. 保育園・幼稚園と児童発達支援の同日利用について・・・P 5
4. 支援プログラムの作成・公表等について・・・P 6、7
5. 児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算・・・P 8～14
6. 定員の遵守・・・P 15
7. 基準条例改正（令和6年4月1日）の主な変更内容・・・P 16～19

## 児童センター等と放課後等デイサービスの同日利用について

児童センター等（子どもプラザ、児童館、児童クラブを含む）と放課後等デイサービスの夏休み期間の同日利用について、複数の事業所からご質問がありましたので、以下のとおり回答します。

○療育の視点から、長期休み等に児童センター等と放課後等デイサービスの同日利用が対象児童にとって適当と判断された場合、児童センター等と放課後等デイサービスの同日利用を認めることとします。

※事業所の送迎便の都合等で、児童センター等を利用してから放課後等デイサービスを利用することは認められません。

※保護者から同日利用の希望があった際、児童センター等から同日利用について承諾を得ているかご確認ください。

## 送迎場所の変更手続き

- 送迎について、学校－事業所、事業所－居宅以外の区間の送迎を行う場合、事前に保護者から同意を得る必要があります。普段、学校－事業所、事業所－居宅の送迎を行っている児童が長期休み等に送迎区間が変更となる場合は、必ず保護者からの同意を得るようお願いいたします。
- 保護者からの同意について、個別支援計画に学校－事業所、事業所－居宅以外の区間の送迎を行う旨を記載する方法でも問題ありません。個別支援計画への記載が難しい場合は、保護者に同意書の提出を求めてください。保護者からの同意の記録が残っていない場合、送迎加算を算定出来なくなります。

Q. 日によっては、全ての学校の終業時刻が早く、下校時間にもばらつきがないため、送迎車が到着するまで、児童センターを利用してもらうことがある。

この場合は、事業所の送迎便の都合ということで、児童センターと放課後等デイサービスの同日利用は認められないのか。

また、認められる場合は、保護者からの要望により児童センターを利用してもらっている場合と同じ取り扱いになるのか。

A. 今回のような場合は、児童センターと放課後等デイサービスの同日利用することはやむを得ないと考えます。学校－事業所以外の区間を送迎することとなりますので、保護者に事情を説明し、児童センターに送迎にすることの同意を得てください。

保育園・幼稚園と児童発達支援の同日利用について、これまで同日利用を希望される方がいなかったため、当市では支給決定の事例はございませんでした。しかし、他市町村では同日利用が行われており、こども家庭庁によると給付上も問題ないことを確認したことから、今後は個々の状況を勘案した上で、必要に応じて同日利用の支給決定を行いたいと思います。

保護者が希望すれば全て同日利用できるわけではなく、療育の視点から、保育園・幼稚園と児童発達支援の同日利用が利用児童にとって適当と判断された場合、保育園・幼稚園と児童発達支援の同日利用の支給決定を行います。そのため、利用児童の療育支援を軸に据えて、利用児童の支援方法を検討してください。

保護者から保育園・幼稚園と児童発達支援の同日利用の希望があった際は、まずは障害福祉課担当ケースワーカー又は相談支援専門員（新規利用の場合には長野市発達相談支援センター）にご相談ください。支給量の変更がない場合にも同様にご相談ください。

## 障害児通所支援における支援プログラムの作成・公表等について

令和6年4月1日から、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援において、総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした「支援プログラム」の作成及び公表が義務付けられました。

令和7年4月1日以降、市への届出がされていない事業所については、支援プログラム未公表減算が適用されますので、支援プログラムの作成及び公表をするとともに、市に届出を行ってください。

支援プログラムの作成・公表を行った事業所は、令和6年度中に届出様式を市へ提出してください。

※2024年12月12日にメールにて通知をお送りしています。

また、ホームページにも掲載しております。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n102000/contents/p002367.html>

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き（こども家庭庁支援局障害児支援課）をご覧ください。

# 障害児通所支援における支援プログラムの作成・公表等について

令和6年度報酬改定

## 2. (1)総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

### ②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

○ 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設】

○指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の2・新設）

※1年の経過措置期間を設ける（令和7年3月31日までは努力義務）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



#### 【改定後】

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合  
（令和7年4月1日から適用）

#### ポイント

要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの
- 支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの
- 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業員の意見も聞いて作成すること  
※支援プログラムの参考様式について、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・減算の施行は令和7年度からとなるが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい

# 児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算について

令和6年度報酬改定

## 2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

### ③ 児童指導員等加配加算【見直し】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○ 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

#### 単位数（新旧）

##### 【現行】

児童指導員等加配加算	
<児童発達支援センター（障害児）>	
理学療法士等を配置	区分に応じて22～62単位/日
児童指導員等を配置	同 15～41単位/日
その他の従業者を配置	同 11～30単位/日
<児童発達支援事業所（障害児）>	
理学療法士等を配置	区分に応じて75～187単位/日
児童指導員等を配置	同 49～123単位/日
その他の従業者を配置	同 36～90単位/日



##### 【改定後】

児童指導員等加配加算	
<児童発達支援センター>	
児童指導員等を配置	
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて22～62単位/日
常勤専従・経験5年未満	同 18～51単位/日
常勤換算・経験5年以上	同 15～41単位/日
常勤換算・経験5年未満	同 13～36単位/日
その他の従業者を配置	
	11～30単位/日
<児童発達支援事業所（障害児）>	
児童指導員等を配置	
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて75～187単位/日
常勤専従・経験5年未満	同 59～152単位/日
常勤換算・経験5年以上	同 49～123単位/日
常勤換算・経験5年未満	同 43～107単位/日
その他の従業者を配置	
	36～90単位/日
※「経験」は児童福祉事業（幼稚園、特別支援教育を含む）に従事した経験年数	

#### ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

○ 本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤専従・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの

##### 【主な要件】

- ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置（常勤専従又は常勤換算）していること
- ・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう
- ・勘案する経験年数は、児童福祉事業（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする

○ 常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位数を算定する

○ 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

# 児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算について

令和6年度報酬改定

## 2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

### ④専門的支援体制加算／⑤専門的支援実施加算【専門的支援加算・特別支援加算の見直し／新設】【児童発達支援、放課後等デイサービス】

○ 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

#### 単位数（新旧）

##### 【現行】

##### 専門的支援加算

＜児童発達支援センター（障害児）＞  
理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日  
児童指導員を配置 同 15～41単位/日

##### ＜児童発達支援事業所（障害児）＞

理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日  
児童指導員を配置 同 49～123単位/日

※ 専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

##### 特別支援加算 54単位/回

※ 理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）

##### 【改定後】

##### 専門的支援体制加算…①

＜児童発達支援センター＞ 区分に応じて15～41単位/日  
＜児童発達支援事業所（障害児）＞ 同 49～123単位/日

##### 専門的支援実施加算 150単位/回（原則月4回を限度）…②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援体制加算との併算可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度（放デイは月2回～最大月6回を限度）

#### ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

○ 専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合（体制加算）及び、専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合（実施加算）に、それぞれ算定するもの（両加算を併せてとることが可能）

##### 【主な要件】

##### ＜専門的支援体制加算＞

・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（※）、児童指導員（※）、心理担当職員（心理学修了等）又は視覚障害児支援担当職員（研修修了等））を1以上配置（常勤換算）していること

（※）保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限り

##### ＜専門的支援実施加算＞

・理学療法士等を配置（常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。

なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団（2まで）の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること

・計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと

・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること

・対象児ごとの支援記録を作成すること

○ 専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定

児童発達支援：限度回数4回（月利用日数12日未満の場合） 同6回（同12日以上の場合）

放課後等デイサービス：限度回数2回（月利用回数6日未満の場合） 同4回（同6日以上12日未満の場合） 同6回（同12日以上の場合）

## 児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

- 基準人員に加えて、それぞれ加配人員が月単位で常勤換算で**1.0**以上配置が必要です。
- 日ごとにみて、加配人員が配置されている必要はなく、あくまで加配人員としての勤務が月単位で常勤換算で**1.0**以上あれば全日算定できます。これまでは、加配人員を常勤換算で**1.0**以上配置していても、加配人員が配置できない日は算定できないと判断していましたが、加配人員を常勤換算で**1.0**以上配置していれば**加配人員がいない日でも算定できる**と判断します。
- やむを得ない事由により利用児童が**10**人を超えて受け入れた日は、基準人員は**3**名となるので、加配人員が基準人員となる場合があります。その場合、加配人員を常勤換算**1.0**で配置していた事業所は、加配人員としての勤務が常勤換算で**1.0**以下になるため、その月は加配加算を取れなくなります。
- この取り扱いは**令和7年4月1日より適用**します。基準人員と加配人員を区別して勤務形態を作り、加配人員を常勤換算**1.0**で配置できるように人員の補充又は受入数の調整をお願いします。

# 児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

## □ 基本

区分	職種	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	4週合計	週平均	常勤換算
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
基準人員	保育士	A	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			
基準人員	児童指導員	B	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			
加配人員 (専門的支援体制加算)	理学療法士	C	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	有給			
加配人員 (児童指導員等加配加算)	児童指導員 (経験5年以上)	D	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			有給	8	8	8	8			
専門的支援体制加算			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			
児童指導員等加配加算			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			
利用児童			7	8	9	10	10			9	10	10	9	10			

- 常勤の人は有給で休んだ場合でも常勤としてカウント
- 加配人員が常勤者の場合、有給で休んだ場合も算定可能

## 児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

### □ 利用児童が10名を超える場合（定員10名の場合）

区分	職種	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	4週合計	週平均	常勤換算
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
基準人員	保育士	A	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			
基準人員	児童指導員	B	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			
基準人員	児童指導員 (経験5年以上)	D					①			①				32	8	0.2	
							8			8							
加配人員 (専門的支援体制加算)	理学療法士	C	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			
加配人員 (児童指導員等加配加算)	児童指導員 (経験5年以上)	D	①	①	①	①					①	①	①	①	128	32	0.8
			8	8	8	8					8	8	8	8			
専門的支援体制加算			○	○	○	○	○			○	○	○	○				
児童指導員等加配加算			×	×	×	×	×			×	×	×	×				
利用児童			7	8	9	10	11			11	10	10	9	10			

- 利用児童が10名を超える場合、基準人員が3名必要になるのでその日は加配人員Dが基準人員になる。
- 加配人員としての勤務と基準人員としての勤務を分け、加配人員としての勤務が常勤換算1.0以下になると月単位で算定不可となる。

# 児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

## □ 週6日営業の場合1

区分	職種	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	4週合計	週平均	常勤換算	
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
基準人員	保育士	A	①	①	①	①	①				①	①	①	①	①		160	40	1.0
			8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				
基準人員	児童指導員	B	①	①		①	①	①			①	①		①	①		160	40	1.0
			8	8		8	8	8			8	8		8	8	8			
基準人員	児童指導員	E			①			①				①		①		64	16	0.4	
					8			8				8		8					
加配人員 (専門的支援体制加算)	理学療法士	C	①	①	①	①	①				①	①	①	①	①		160	40	1.0
			8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				
加配人員 (児童指導員等加配加算)	児童指導員 (経験5年以上)	D	①	①	①	①	①				①	①	①	①	①		160	40	1.0
			8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				
専門的支援体制加算			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			
児童指導員等加配加算			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			
利用児童			7	8	9	10	10	6			9	10	10	9	10	6			

- 週6日営業（土曜日営業）の場合、基準人員は2名では足りず最低でも3名が必要となる。
- 両加配加算を算定するには4名では足りず、最低でも5名以上必要となる。

# 児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

## □ 週6日営業の場合2

区分	職種	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	4週合計	週平均	常勤換算
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
基準人員	保育士	A	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①		160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8				
基準人員	児童指導員	B	①		①	①	①	①		①		①	①	①	①	160	40	1.0
			8		8	8	8	8		8		8	8	8	8			
基準人員	児童指導員 (経験5年以上)	D		①				①			①			①		64	16	0.4
				8				8			8				8			
加配人員 (専門的支援体制加算)	理学療法士	C	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①		160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8				
加配人員 (児童指導員等加配加算)	児童指導員 (経験5年以上)	D	①		①	①				①		①	①			128	32	0.6
			8		8	8				8		8	8					
専門的支援体制加算			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				
児童指導員等加配加算			×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×				
利用児童			7	8	9	10	10	5		9	10	10	9	10	5			

- 週6日営業（土曜日営業）の場合、基準人員A・Bが公休の日に加配人員が基準人員に入るため、加配人員としての配置が常勤換算1.0以下となる。

### 必要な基準人員について

○利用児童が10人まで...児童指導員又は保育士を2人以上配置

○利用児童が11人以上...児童指導員又は保育士を3人以上配置

(障害児の数が10人を超えるものは、障害児の数が5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の配置が必要)

### <基本原則>

**利用定員を超えて受け入れてはならない。**

### <例外>

**災害、虐待、障害の特性等により定期的な利用を見込むことが難しい場合等、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。**

「定員超過利用減算」には該当しないから定員超過をしてもよいというわけではありません。

やむを得ない事情を除き、定員を超えた受け入れはしないでください。

＜指定障害児通所支援に係るサービス共通関係①＞

- (一)障害児通所支援 事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。
- (二)指定障害児通所支援事業者は、事業者の指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。
- (三)児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。
- (四)児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。

＜指定障害児通所支援に係るサービス共通関係②＞

(五)児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとする。

(六)障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないこととする。

< 児童発達支援・放課後等デイサービス関係① >

(一)指定児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者（以下「指定児童発達支援事業者等」という。）は、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、指定児童発達支援等の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととする。

(二)指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化する。

(三)指定児童発達支援事業者等は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととする。

＜児童発達支援・放課後等デイサービス関係②＞

(四)指定児童発達支援事業者等は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならないこととする。

(五)児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点踏まえた指定児童発達支援等の具体的な内容を定めなければならないこととする。